

子会社株式の追加取得・一部売却等に係る処理の改正 2

先日、企業会計基準委員会（ASBJ）から、改正企業結合に関する会計基準、および関連する他の改正基準が公表されました。本改正は、わが国における従来からの連結会計の実務を変更するものが含まれています。

そして、この改正の適用時期については、早期適用を除き、平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首から適用されます。

本稿では、その中でも、代表的で、かつ実務でもよく直面するであろう処理内容について、一部簡単にご紹介したいと思います。本稿は前月号に引き続いての論点です。

① 子会社の時価発行増資等

子会社の時価発行増資等に伴い、親会社の払込額と親会社の持分の増減額との間に差額が生じた場合の処理についてです。

改正前では、親会社の持分比率が増加した時には追加取得に準じて処理するとしてのれん（または負のれん）が計上されていました。また、親会社の持分比率が減少した時には原則として一部売却に準じて処理し損益を計上するとされていました。ただし、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる場合には利益剰余金に直接加減することができるとされていました。

ここで、今回の改正基準では、当該差額（親会社と子会社の支配関係が継続している場合に限る）については、親会社の持分比率が増加した時にも減少した時にも、資本剰余金として処理することになっています。

② 各種項目の名称変更

以下の項目が変更になりました。簡単ではありますが、ご確認下さい。

改正前		改正後
少数株主持分	→	非支配株主持分
少数株主損益調整前当期純利益	→	当期純利益
少数株主損益	→	非支配株主に帰属する当期純利益
当期純利益	→	親会社株主に帰属する当期純利益